

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.195 2019/9/24

### 1 「アーモンド」を特定原材料に準ずるものに追加

9月19日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛「食品表示基準について」の一部改正について通知した。これは、平成30年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、「アーモンド」を特定原材料に準ずるものに追加したもので、そのほか、食品表示基準の解釈を明確化すべきと判断した事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正したものである。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_190919\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0004.pdf)

新旧対照表

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_190919\\_0005.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0005.pdf)

### 2 ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて

9月19日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。同時に医薬・生活衛生局食品基準審査課長名をもって各検疫所長あてゲノム編集技術応用食品等の取扱いに関する留意事項について通知をだした。その主な内容は次のとおり。

ゲノム編集技術を利用して得られた食品及び添加物（以下「ゲノム編集技術応用食品等」という。）の食品衛生上の取扱いについて、別添のとおりゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領（9月13日開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会において報告されたもの）を決定したことから、今後は同要領に従い取り扱うよう取り計らわたい。

なお、輸入届出時又は輸入相談時において、ゲノム編集技術応用食品等であることが確認され、別添のゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領に示す事前相談手続を経ていないことが判明した場合は、輸入者等に対して、本取扱要領を周知するとともに厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室に事前相談を行うよう指導されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000549471.pdf>

ゲノム編集技術応用食品等の取扱いに関する留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000549474.pdf>

なお、同日、消費者庁はゲノム編集技術応用食品の表示について公表し、現段階で

は食品表示基準の表示の対象外としている。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/genome/pdf/genome\\_190919\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genome/pdf/genome_190919_0001.pdf)

ゲノム編集技術応用食品に係るQ&A

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_190919\\_0011.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0011.pdf)

### 3 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行及び本年10月の食品ロス削減月間について

9月24日、消費者庁は、令和元年5月31日に公布された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、10月1日から施行され、法律が施行される10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」であることを公表した（法第9条）。

また、消費者庁は、農林水産省、環境省と共に、食品ロスの削減に向けた取組の普及に取り組む旨公表。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016611/>